

定 款

一般社団法人 霧ヶ峰Act
令和6年5月15日改訂

一般社団法人 霧ヶ峰Act 定款

第1章 総則

(名称)

- 第1条 当法人は一般社団法人霧ヶ峰Actと称する。
2 英文は、Kirigamine Act と表示する。

(主たる事務所)

- 第2条 当法人は、主たる事務所を長野県諏訪市に置く。

(目的)

- 第3条 当法人は、霧ヶ峰で子どもがいきいきと遊べる持続可能な環境を作るための調査、企画・立案を行い、必要であれば実施・運営へも参画し、その活動を通じて自然保護への理解を拡げると共に、霧ヶ峰が抱える諸問題解決に資することを目的とする。

(事業)

- 第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 霧ヶ峰での遊びに関する事業
(2) 霧ヶ峰での学びに関する事業
(3) 霧ヶ峰の自然保護に関する事業
(4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業
2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(公告の方法)

- 第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

- 第6条 当法人の会員は、次の3種とする。
(1) 正会員 当法人の目的に賛同し、入会した個人
(2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、当法人の維持を援助する個人又は団体
(3) 協力会員 当法人の目的に賛同し、当法人の事業に協力するために入会した個人又は団体
2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会費)

第7条 当法人の賛助会員及び協力会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(1) 賛助会員 年会費 一口 55,000円 (一口以上)

(2) 協力会員 年会費 一口 11,000円 (一口以上)

2 当法人の事業年度(4月1日より翌年3月31日)をもって、各会員の年間会費の期間とする。

3 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期(4月から9月まで)の場合は年間会費の全額とし、下半期(10月から翌年3月まで)の場合は年間会費の半額とする。

(入会)

第8条 当法人の正会員、賛助会員又は協力会員になろうとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(退会)

第9条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総会員の過半数以上の議決により、これを除名することができる。

(1) 会費を1年以上滞納したとき

(2) 当法人の秩序を著しく害し、又は、公序良俗に反する行為をしたとき

(3) 当法人の目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 納入された会費はいかなる理由があっても返還しないこととする。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事の選任又は解任

(3) 理事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

（開催）

第14条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

（招集）

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。
2 総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

（議長）

第16条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（議決権）

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（決議）

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。
2 一般法人法第49条第2項の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

（議事録）

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

（役員）

第20条 当法人に、次の役員を置く。
(1) 理事 2名以上
2 理事のうち、2名を代表理事とする。

（役員を選任）

第21条 総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。
2 代表理事は、総会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

(役員解任)

第24条 理事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事の報酬、賞与其他の職務執行の対価として、当法人から受ける財産上の利益は、総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第26条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする、この法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする、この法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を代表理事に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第27条 この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として、総会の決議により免除することができる。

第5章 基金

(基金の拠出等)

第28条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第6章 計算

(事業年度)

第29条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第30条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第31条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第32条 当法人は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議すること、その他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第33条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附則

(事務局)

第34条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、代表理事が総会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、代表理事が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、代表理事が総会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第35条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、本書面が一般社団法人 霧ヶ峰Actの現行定款であることを証する。

令和6年5月15日
一般社団法人 霧ヶ峰Act
長野県諏訪市大手2丁目7番2号三国ビル
代表理事 大野 曜子
代表理事 後藤 有紀